

狭あい道路整備事前協議について

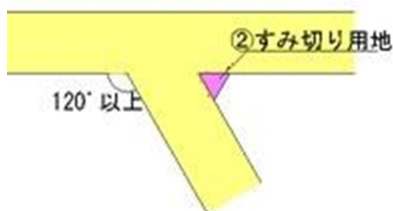
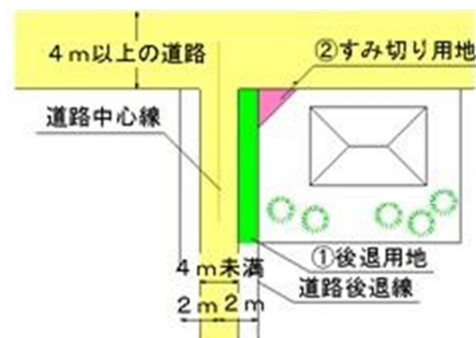
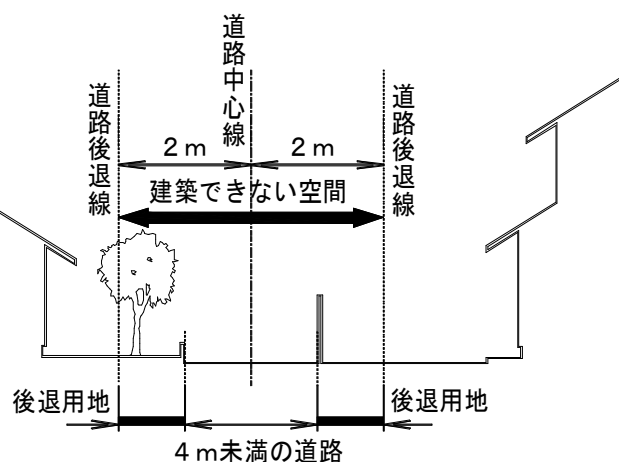
狭あい道路とは？

- 建築基準法第42条第2項道路に指定されているもの
- 建築基準法第43条第2項第2号許可に係る幅員4m未満の通路

敷地が「狭あい道路」に接する場合
建築指導課へ「協議」をお願いします。

まずは電話！ 0276-47-1871

後退用地等を寄附する意向があれば



寄附することで協議した場合、その後の

測量、分筆、所有権移転、地目変更、工事を太田市が行うことができます。

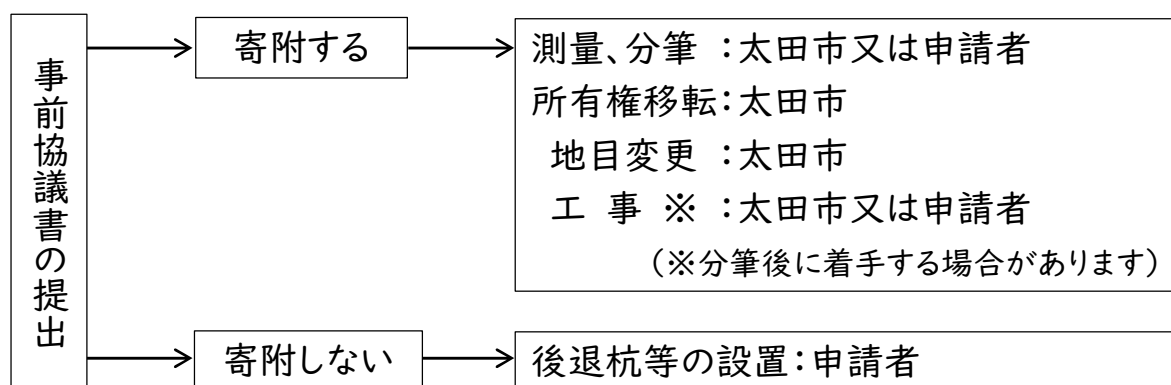
※工事・・・既存道路と同程度に整備する

【注意事項】

- 後退用地等内にある東電・NTT 柱や建築物など太田市では撤去できないものがあります。
- 太田市が行う測量、工事等の期間については申請者の希望に添えない場合があります。
- 太田市が着手した後に自己都合により寄附を止めた場合、それまでにかかった費用は申請者が負担しなければなりません。

お問い合わせ:0276-47-1871 建築指導課まで

狭あい道路整備事業制度の流れ



狭あい道路整備事業の施工事例

